

# 6 育児休業等給付 ～出生後休業支援給付金～

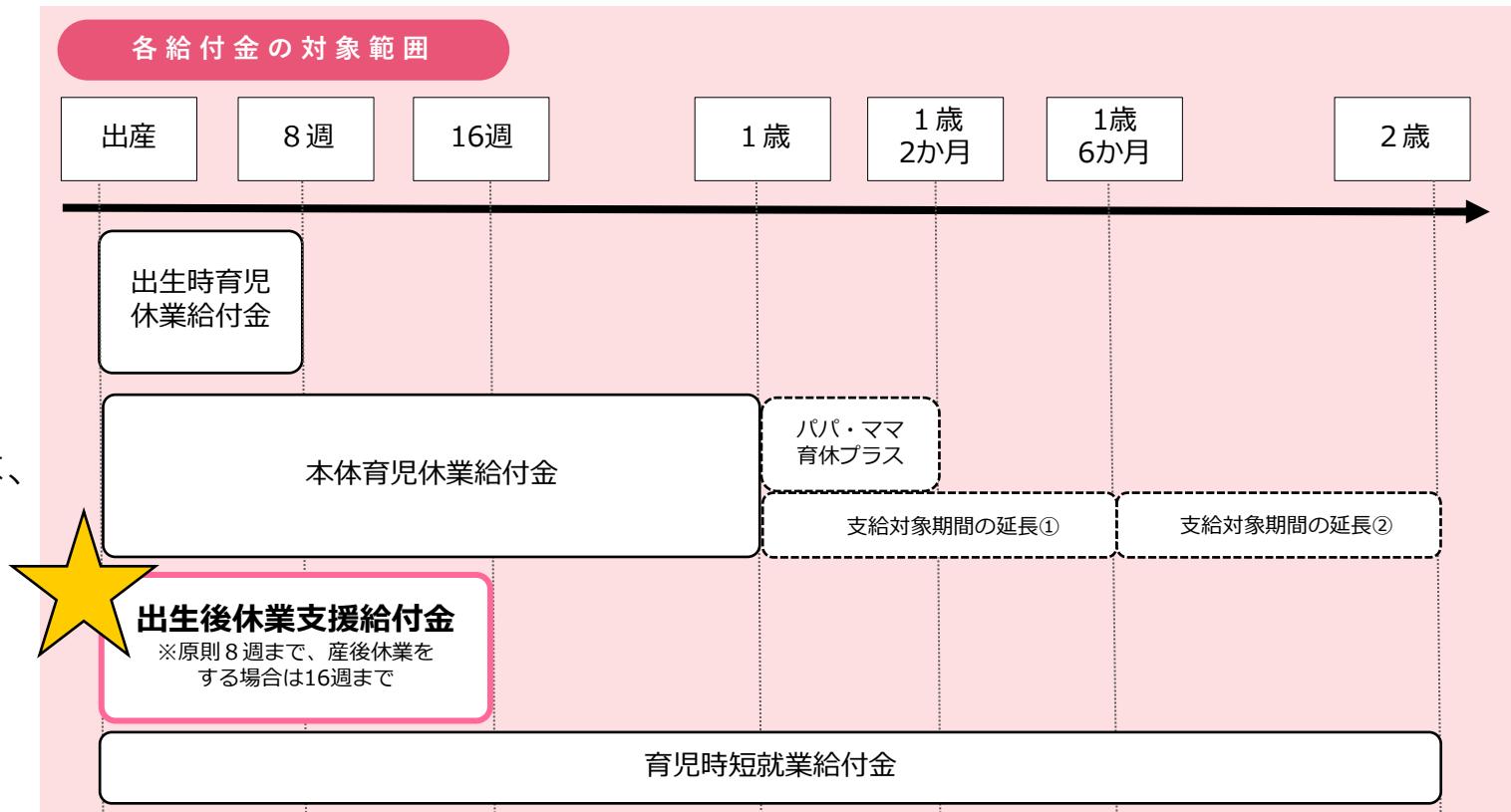


# (1)育児休業等給付について

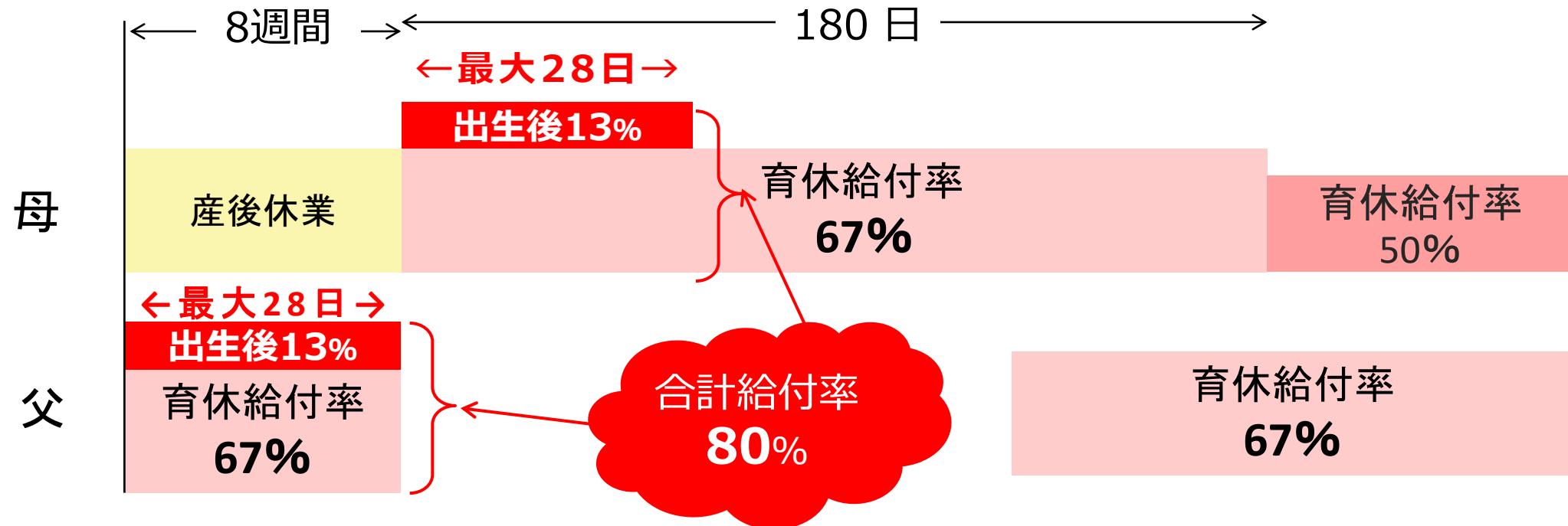
育児休業等給付には、以下の4つがあります。

- 出生時育児休業給付金
- (本体) 育児休業給付金
- 出生後休業支援給付金※
- 育児時短就業給付金※

※出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、  
令和7年4月1日に創設された給付金。



## (2)概要



出生後休業支援給付金は、両親ともに一定期間内に通算して14日以上の育児休業（産後パパ育休を含む）を取得した際に一定の要件を満たすことで最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が支給される給付金です。

### (3)受給資格・支給要件

- ✓ 育児休業を開始した日の前2年間に、「みなし被保険者期間」が通算して12か月以上であること。
- ✓ 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して14日以上あること。
- ✓ 当該被保険者の配偶者が、当該出生後休業に係る子について、
  - 出生後休業を通算14日以上したとき、もしくは、
  - 被保険者の「配偶者の出生後休業例外要件」に該当していること。

### (3)受給資格・支給要件

給付金の対象となる「出生後休業」とは…?



✓ **被保険者本人**がする出生後休業 :

**出生時または本体育児休業給付金が支給される休業**

✓ **被保険者の配偶者**がする出生後休業 :

➤ 被保険者の配偶者が雇用保険被保険者の場合は、**出生時または本体育児休業給付金が支給される休業**

➤ 被保険者の配偶者が公務員の場合は、**各種法律の規定による請求に係る育児休業**

## 出生後休業の対象期間とは

始期

- ✓ 出産日
- ✓ 出産予定日

いずれか早い日

この期間が、出生後休業の対象期間

終期

- ✓ 出産日から起算して8週間  
(16週間)経過する日の翌日
- ✓ 出産予定日から起算して8週間  
(16週間)経過する日の翌日

いずれか遅い日

## 配偶者の出生後休業例外要件

- ① 配偶者がいない
- ② 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- ③ 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
- ④ 配偶者が無業者
- ⑤ 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- ⑥ 配偶者が産後休業中
- ⑦ ①～⑥以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

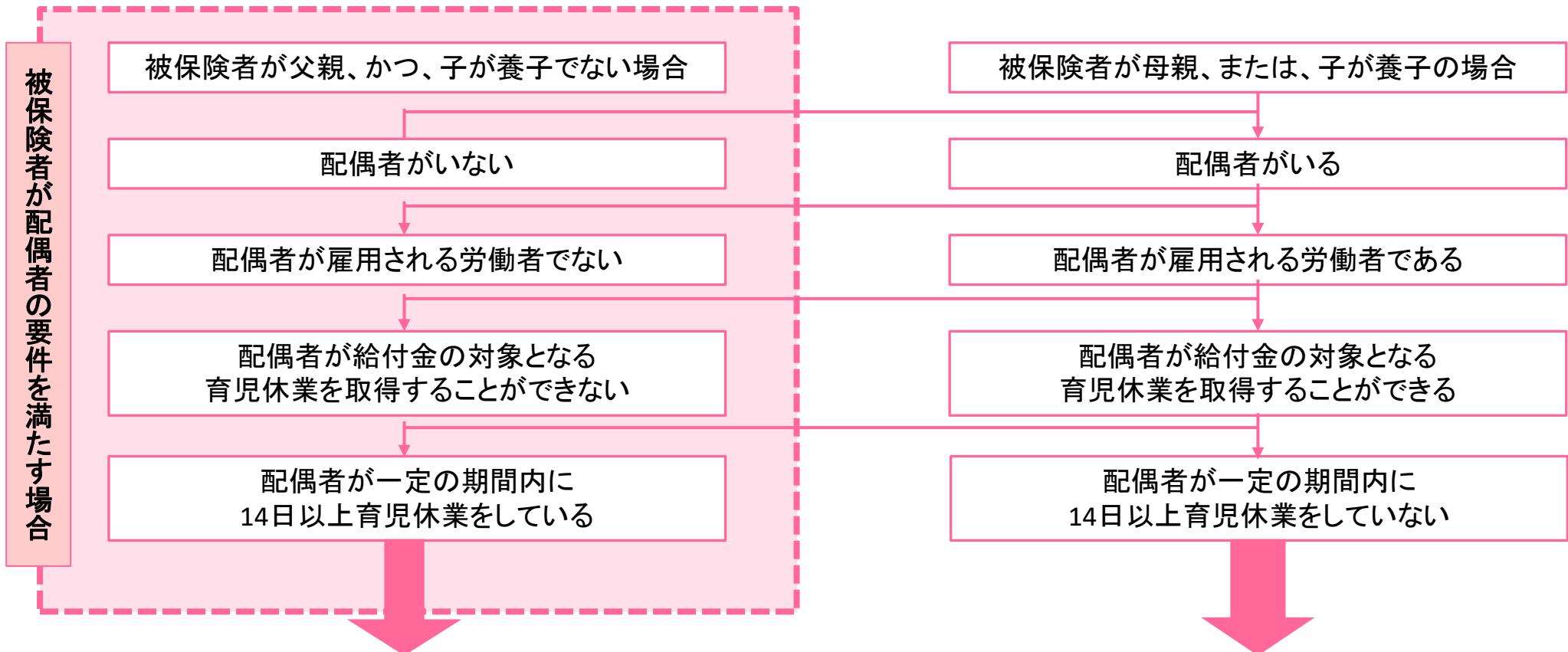
## 配偶者の出生後休業例外要件 ⑦のPOINT

その他、配偶者が育児休業をすることができない場合

- ✓ 日々雇用される者であるため (日雇労働被保険者等)
  - ✓ 出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者であるため
  - ✓ 労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため
  - ✓ 公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかつたため
  - ✓ 雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない（週所定労働時間20時間未満等）
  - ✓ 短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない
  - ✓ 雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない
  - ✓ 雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない
  - ✓ 配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない

詳細は「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」をご覧ください。

## 支給要件の確認のポイント



被保険者は、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得していれば、出生後休業支援給付金の支給要件を満たすこととなります。

被保険者は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしません。

## (4)申請手続き

**出生後休業支援給付金は、原則、  
出生時育児休業等給付金、又は、  
本体育児休業等給付金と  
一体的に申請を行います！**

## (4)申請手続き

### 「出生時育児休業等給付」と一体的に行う場合

#### 提出書類

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）
- 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書

#### 添付資料

- 1 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等 （照合省略可）
- 2 母子健康手帳、育児休業申出書、育児休業承認書、医師の診断書等
- 3 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

#### 提出期限

- 子の出生日（出産予定日）から 8週間を経過する日の翌日

（出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日の翌日から、当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで）

## (4)申請手続き

### 「本体育児休業等給付」と一体的に行う場合

#### 提出書類

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書

#### 添付資料

- 1 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等 （照合省略可）
- 2 母子健康手帳、育児休業申出書、育児休業承認書、医師の診断書等
- 3 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

#### 提出期限

- 初回支給申請書を提出する日まで（受給資格確認手続のみ行う）
- 休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日まで（初回支給申請を同時に行う場合）

## (4)申請手続き

### 「出生後休業支援給付」を単体で行う場合

#### 提出書類

- 出生後休業支援給付金支給申請書

#### 添付資料

母子手帳や住民票を育児休業給付金の申請の際で提出していたとしても、出生後休業支援給付金を単体で申請する場合は、改めて添付が必要です。

#### 1 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

#### 提出期限

- 要件を満たした日から10日以内  
(育児休業給付金のみ支給決定され、出生後休業支援給付金が不支給となった場合)
- 被保険者の育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日

※ 単独で行う場合は、初回の育児休業給付金の支給決定後でなければ申請不可です。

## (4) 申請手続き (申請者の記入箇所)

## 1 配偶者が被保険者の場合

配偶者の被保険者番号

## 2 配偶者が公務員の場合

配偶者の育児休業開始年目

### 3 配偶者の例外要件に該当する場合

### 配偶者の状態

- 1 配偶者がいない  
2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない  
3 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中  
4 配偶者が無業者  
5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない  
6 配偶者が産後休業中  
7 1~6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

申請を行う際は、  
配偶者の状態によって  
①②③のいずれか1つを  
記入して申請してください。

※育児休業給付と一体的に  
行う際に、記入が漏れてい  
た場合、改めて単票で申請  
していただくことになるの  
で、ご注意ください。

## (5)出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

### 被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合

どちらか

- 母子健康手帳
- 医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)

配偶者の出生後休業例外要件のいずれかに該当するため、  
上記いずれかを提出すれば、

その他の支給要件を満たしていることが確認できる書類は不要です。

※支給申請書に記載する「配偶者の状態」欄は、該当する理由の番号を記載してください。



男性のみの  
特例！！

# (5)出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

## 被保険者が母親、もしくは、子が養子の場合

配偶者の状況によって異なります。

厚生労働省HPやパンフレットをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「育児休業等給付について」

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html)



■ 育児休業等給付の内容と  
支給申請手続

被保険者・事業主の皆さまへ

2025（令和7）年8月1日改訂版

雇用保険の被保険者が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、産休ハバ別休（出生時育児休業・2回まで分割取扱できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。→2頁～9頁

雇用保険の被保険者が、原則1歳未満の子を養育するため育児休業（2回まで分割取扱できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。→10頁～31頁

2025（令和7）年4月1日より、「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、一定の要件を満たすと「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができます。

厚生労働省  
都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

(07.08) PL070801版03

## (5)出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

### 配偶者の育児休業取得状況等が確認出来る場合

<p>配偶者が <b>雇用保険被保険者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・世帯全員について記載された<u>住民票</u>(続柄あり)の写し等 ※支給対象者の配偶者であることを確認できるもの</li><li>★支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄を記載する。</li></ul>
<p>配偶者が <b>公務員</b> ►右記の①及び②</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>①世帯全員について記載された<u>住民票</u>(続柄あり)の写し等 ※支給対象者の配偶者であることを確認できるもの</li><li>②育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、 または、育児休業手当金の支給決定通知書の写し等 ※配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの</li></ul> <p>★支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記載する。</p>

# (5)出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

## 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し または ②被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）	1	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの）。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	4	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。

受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。	
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5
①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。	5
配偶者が産後休業中	6
母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定期証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか	6
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることできない	7
①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者が育児休業をすることできないとの申告書（21頁参照）及び申告書に記載された必要書類。	7

**【参考】**  
**パンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」P20**



## (6)出生後休業支援給付金のポイント

申請時点で配偶者の要件を満たしているかの確認できない場合は不支給になります！

- 被保険者が母親の場合、配偶者である父親が雇用保険の被保険者である場合は、(出生時) 育児休業給付金の支給がシステム上確認できない場合は、不支給となります。  
必ず、配偶者の方が給付金の受給を受けているかを被保険者の方にご確認ください。
- 被保険者が父親である場合は、配偶者である母親の申請に影響がでますので、早期のご提出にご協力を願いいたします。

出生後休業支援給付金を受給するための出生後休業の対象期間は、出生日及び出産予定日によって変動します！

- 育児休業給付金を申請する際は、可能な限り「出産予定日」をご記入ください。

厚生労働省ホームページ「Q&A～育児休業等給付～」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>

